

時間帯別B契約定義書

東日本ガス株式会社

平成29年 8月 15日

1. はじめに

時間帯別B契約定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当り平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当り平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいいます。
- (10) 「夜間」とは、午後10時から午前7時までをいいます。
- (11) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (12) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (13) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (14) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (15) 「単位料金」とは、別表もしくは小売約款に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (16) 「4.5メガジュール地区」とは、標準熱量4.5メガジュールのガスを供給する地区をいいます。
- (17) 「6.2.8メガジュール地区」とは、標準熱量6.2.8メガジュールのガスを供給する地区をいいます。

3. 適用条件

4.5メガジュール地区のお客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量がつぎのとおりであること。

区 分	契約最大使用量
4.5メガジュール地区	7立方メートル以上

- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）以上であること。

(3) 契約月平均使用量が次のとおりであること。

45メガジュール地区	819立方メートル以上
------------	-------------

(4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。

(5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

(6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

(1) お客さまは、この定義書に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第二種を当社と契約していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの定義書に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、使用者の過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約昼間使用量
- ③ 契約夜間使用量
- ④ 契約年間使用量
- ⑤ 契約年間引取量
- ⑥ 契約月平均使用量
- ⑦ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより、算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより、算定いたします。

最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定いたします。なお、検針日は原則として毎月10日（10日が休日の場合には、その直後の休日でない日）とします。

6. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早收料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早收料金を、早收料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早收料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅收料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早收料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早收料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、時間帯別B契約第二種には別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当りの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。
- (4) 当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
- ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客様の口座から引き落とした場合。
 - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
 - ③ クレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に当社に対する立替え払いがされた場合

7. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料及び契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料に消費税等相当額を加えたものを原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の(1)、(2)及び(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものに消費税等相当額を加えたものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客様の年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍(小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{契約最大使用量} \\ \text{の600倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定め} \\ \text{る月別契約量に各月の単位料金} \\ \text{を乗じたものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し小数点第3位以} \\ \text{下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切捨て)をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達補償料

使用者の実績年間負荷率〔(年間の1か月当り平均実績使用量/最大需要期の1か月当り平均実績使用量) × 100 をいいます (小数点以下切捨て)。〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{負荷率 75 パーセン} \\ \text{トに相当する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の単位料金を乗} \\ \text{たものの合計額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点第3位以下を四} \\ \text{捨五入した額} \times 3 \end{array} \right)$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額 (小数点以下切捨て) をこえない範囲で算定するものといたします。

(備 考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{契 約} \\ \text{年 間} \\ \text{引取量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{実 績} \\ \text{年 間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別のガス需給契約に定める} \\ \text{月別契約量に各月の単位料金を乗} \\ \text{じたものの合計額を契約年間使用} \\ \text{量で除し、小数点第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \end{array} \right)$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間当りの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量 (小数点以下切上げ) をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{最大の1時} \\ \text{間当りの} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金相当} \\ \text{単価} \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料といたします。

(5) 契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量 (小数点以下切上げ) をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約昼間使用量超過補償料といたします。

$$\text{契約昼間
使用量
超過補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{その月} \\ \text{の昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の昼間} \\ \text{基本料金相当} \\ \text{単価} \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料といたします。

8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくはこの定義書が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合及び7の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

9. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料又は契約昼間使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料又は契約昼間使用量超過補償料を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、8(1)の規定による契約の変更または解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは8(2)の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料又は契約昼間使用量超過補償料の精算は行いません。

10. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、8(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは8(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たに本供給条件に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途} \\ \text{補償料} = \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$$

- (2) 新たに本供給条件に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料に消費税等相当額を加えたものを申し受けます。

$$\text{契約中途} \\ \text{解消補償料} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{前契約の1} \\ \text{か月当り} \\ \text{の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1} \\ \text{か月当り} \\ \text{の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

1.1. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.2. 緊急時調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、7の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

$$\begin{aligned} (1) \quad & \begin{array}{l} \text{定額基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当りの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \\ (2) \quad & \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{流量基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当りの平均調整量}}{\text{契約最大可能量}} \\ (3) \quad & \begin{array}{l} \text{昼間基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{昼間基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当りの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}} \\ (4) \quad & \begin{array}{l} \text{夜間基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{夜間基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約夜間} \\ \text{使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当りの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}} \end{aligned}$$

1.3. その他

(1) その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は平成29年8月15日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計額の端数の金額を切り捨てたものといたします。

(2) 基本料金は、基本料金 1 と基本料金 2 の合計といたします。

① 基本料金 1 は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。

② 基本料金 2 は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。

(1円未満の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金 1

① 定額基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	43,200.00円
----------------------	------------

② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	685.80円
-------------	---------

(2) 基本料金 2

① 昼間基本料金

1 立方メートルにつき	6.41円
-------------	-------

② 夜間基本料金

1 立方メートルにつき	2.26円
-------------	-------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	89.53円
-------------	--------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当りの単位料金といたします。